

第144期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使書 議決権行使期限
2026年6月24日（水曜日）



インターネット等 議決権行使期限
2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分行使分まで

証券コード 5480
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号
日本冶金工業株式会社
代表取締役社長 浦田成己

第144期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第144期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第144期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nyk.co.jp/investors/stock/meeting.html>



東京証券取引所
ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do>



※上記ウェブサイトへアクセスして、当社名（日本冶金工業）または証券コード（5480）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主総会資料
ウェブサイト <https://d.sokai.jp/5480/teiji/>



※上記ウェブサイトは2026年6月4日より2026年9月25日まで開設いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使方法についてのご案内は3頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

2 場 所 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階 (末尾の会場ご案内略図をご参照ください)

3 目的事項

- 報告事項** 1. 第144期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第144期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、法令および当社定款第17条第2項に基づき電子提供措置事項から下記の事項は書面から除いております。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「会計監査人に関する事項」「株式会社の支配に関する基本方針」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号や項番がご送付している書面と一致しておりません。あらかじめご了承ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。
- ◎議決権行使の際、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎議決権の重複行使
- ①議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ②電磁的方法（インターネット等）によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使手段として取り扱わせていただきます。
- ◎本招集ご通知の記載事項につきまして、ご質問がある株主様は、後記メールアドレス宛に、電子メールにてその内容をお送りください。株主の皆様の高い関心が高い内容につきまして、後日、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nyk.co.jp/>）に回答を掲載いたします。なお、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- メールアドレス：yakin.soukai@nyk.jp 送信期限：2026年6月24日（水）午後5時30分
- ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nyk.co.jp/>）に掲載いたします。

議決権の行使方法についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。



■ 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場 所 かわさき双輪荘1階(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)



■ 郵送で議決権を行使される場合

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、行使期限までにご行使ください。

議決権行使サイト : <https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

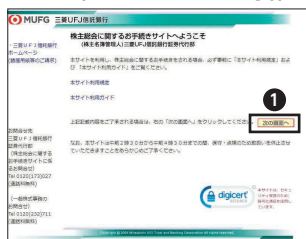
※ 議決権電子行使プラットフォームについて ~機関投資家の皆様へ~

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。管理信託銀行等の名義株主様がご利用を事前に申し込まれた場合には、ご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

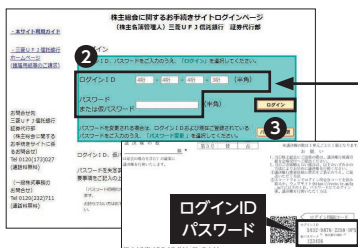
① 議決権行使サイトへアクセス

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



① 「次の画面へ」をクリック

② ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。

（株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。）

③ 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

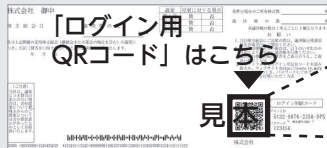
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



③ 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027（通話料無料）
受付時間 9:00～21:00



電子ギフトの贈呈について

事前にインターネットで議決権を行使いただいた株主様には、議案の賛否にかかわらず、**抽選で100名様に電子ギフト（500円相当）**を贈呈いたします。応募方法は同封のチラシをご確認ください。



株主総会参考書類

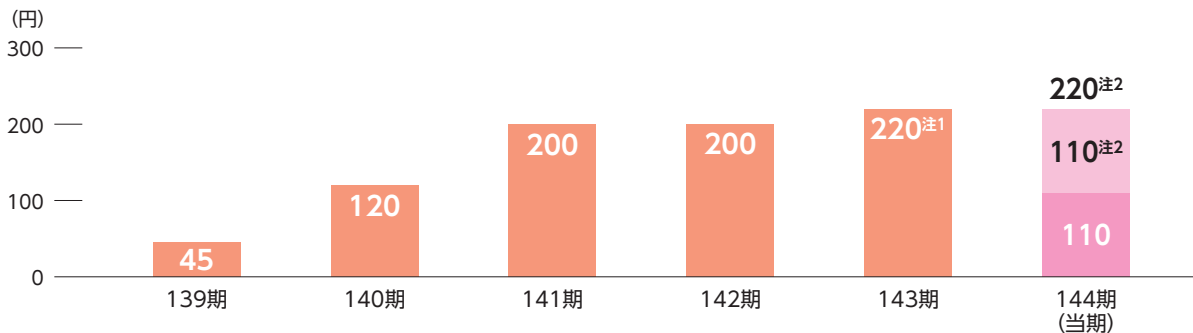
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。本方針に則り、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭	
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式 配当総額	1株につき金 110円 1,524,528,390円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日	

■ 年間配当 ■ 中間配当 ■ 期末配当



(注) 1 143期の配当金は記念配当20円を含みます。
2 本議案を原案どおりご承認いただいた場合の配当となります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として指摘事項はなく、本総会において陳述すべき意見はありません。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	当期における 取締役会への出席状況
1	再任 男性 うらた しげみ 浦田 成己	代表取締役社長執行役員社長	15回/15回 (100%)
2	再任 男性 こばやし しんご 小林 伸互	代表取締役執行役員副社長	15回/15回 (100%)
3	再任 男性 とよだ ひろし 豊田 浩	取締役専務執行役員	15回/15回 (100%)
4	再任 男性 やまだ ひさし 山田 恒	取締役専務執行役員	14回/15回 (93%)
5	再任 男性 あきもと あきら 秋本 朗	取締役常務執行役員	15回/15回 (100%)
6	新任 男性 はやかわ ひさし 早川 尚	常務執行役員	—
7	再任 男性 たに けんじ 谷 謙二	社外 独立 社外取締役	15回/15回 (100%)
8	再任 男性 すが たいぞう 菅 泰三	社外 独立 社外取締役	14回/15回 (93%)
9	再任 女性 えとう なおみ 江藤 尚美	社外 独立 社外取締役	15回/15回 (100%)
10	再任 女性 おがわ まりこ 小川 麻理子	社外 独立 社外取締役	15回/15回 (100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者



候補者番号

1

うら た しげ み
浦田 成己

1960年7月7日生

再任 男性

所有する当社の株式の数 10,665株

取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)

取締役在任年数 4年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当社入社
 2013年6月 当社海外営業部長
 2016年6月 当社営業本部副本部長兼海外営業部長
 2017年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外営業部長
 2019年4月 当社常務執行役員営業本部副本部長兼海外営業部長
 2021年4月 当社常務執行役員営業本部副本部長
 2022年4月 当社常務執行役員営業本部長
 2022年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
 2023年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長
 2024年6月 当社代表取締役社長執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由

浦田成己氏は、国内外の営業部門を統括する営業本部長として当社のグローバル展開を牽引してまいりました。2024年6月からは代表取締役社長として、当社グループの企業価値向上および経営基盤の強化を推進しております。当社における豊富な経験と幅広い知見は、引き続き当社の企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者としていたしました。



候補者番号

2

こばやし しんご
小林 伸互

1960年8月29日生

再任 男性

所有する当社の株式の数 12,237株

取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)

取締役在任年数 7年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
 2013年6月 当社経理部長
 2015年4月 当社執行役員経理部長
 2018年6月 当社常務執行役員経理部長
 2019年6月 当社取締役常務執行役員
 2021年4月 当社取締役専務執行役員
 2021年6月 当社代表取締役専務執行役員
 2024年4月 当社代表取締役執行役員副社長（現任）

【担当】

● 人事部 ● 経理部

取締役候補者とした理由

小林伸互氏は、経理・財務を統括する経理部長として、当社の財務体質の強化を推進してまいりました。現在は人事部および経理部の担当役員として、人的資本をはじめとする経営上の重要課題に取り組んでおります。経理・財務全般における豊富な経験と幅広い知見は、引き続き当社の企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としていたしました。



候補者番号
3

とよだ
豊田
ひろし
浩
1961年9月5日生

再任 男性

所有する当社の株式の数 8,569株
取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)
取締役在任年数 4年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）企業調査部長
2013年4月 同行執行役員営業第六部長
2013年7月 株式会社みずほ銀行執行役員営業第六部長
2016年4月 同行理事
2016年4月 日本経営システム株式会社顧問
2016年5月 同社代表取締役社長
2019年6月 当社常任顧問
2019年6月 当社常務執行役員経営企画部長
2022年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長
2024年4月 当社取締役専務執行役員（現任）

【担当】

● 経営企画部 ● 総務部 ● IR・広報部

取締役候補者とした理由

豊田浩氏は、金融機関および経営コンサルティング会社において要職を歴任し、企業経営に関する豊富な経験を有しております。現在は、経営企画部、IR・広報部および総務部の担当役員として、グループ経営の統括、サステナビリティ推進およびコーポレートガバナンスの強化に尽力しております。これらの経験と知見は、引き続き当社の企業価値向上に必要であると判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号
4

やまだ
山田
ひさし
恒
1961年8月24日生

再任 男性

所有する当社の株式の数 9,287株
取締役会への出席状況 14回/15回 (93%)
取締役在任年数 4年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 当社入社
2009年4月 株式会社YAKIN川崎（現当社川崎製造所）生産管理室長
2014年4月 当社川崎製造所副所長兼製造部長
2017年4月 当社執行役員川崎製造所副所長兼川崎製造所プロセス革新プロジェクトチームリーダー
2018年4月 当社執行役員設備企画部長兼MPIプロジェクトリーダー
2019年4月 当社執行役員MPIプロジェクトリーダー
2020年4月 当社常務執行役員川崎製造所長
2022年6月 当社取締役常務執行役員川崎製造所長
2024年4月 当社取締役専務執行役員（現任）

【担当】

● 情報システム部 ● グループ環境・知的財産部

取締役候補者とした理由

山田恒氏は、設備企画部長、川崎製造所長等を経験し、将来を見据えた戦略設備投資および戦略分野である高機能材の競争力強化に資する技術開発を推進してまいりました。現在は、情報システム部およびグループ環境・知的財産部の担当役員として、DX等の経営上の重要課題に取り組んでおります。製造・技術全般における豊富な経験と幅広い知見は、引き続き当社の企業価値向上に必要であると判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号

5

あきもと
秋本

1964年2月22日生

再任 男性

あきら
朗

所有する当社の株式の数 7,699株

取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)

取締役在任年数 2年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 当社入社
 2008年6月 当社新潟支店長
 2013年6月 当社販売企画部長
 2018年4月 当社東京支店長
 2019年4月 当社執行役員東京支店長
 2022年4月 当社執行役員営業本部副本部長
 2024年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）

【担当】

- 営業本部（販売企画部、ソリューション・マーケティング部）
- 販売担当6支店 ● 海外営業部 ● 海外現地法人

取締役候補者とした理由

秋本朗氏は、営業本部長として、戦略分野である高機能材の競争力強化および強固な顧客基盤の構築を推進しております。販売全般における豊富な経験と幅広い知見は、引き続き当社の企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号

6

はやかわ
早川

1962年9月16日生

新任 男性

ひさし
尚

所有する当社の株式の数 7,723株

取締役会への出席状況 —

取締役在任年数 —

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988年4月 当社入社
 2014年1月 当社川崎製造所技術開発室長
 2017年4月 当社川崎製造所生産管理部長
 2019年4月 当社執行役員川崎製造所副所長兼製造部長
 2024年4月 当社常務執行役員川崎製造所長（現任）

【担当】

- 川崎製造所

取締役候補者とした理由

早川尚氏は、長年にわたり製造部門において実務経験を積み、現在は川崎製造所長として、戦略分野である高機能材の競争力強化に資する技術開発を推進しております。製造・技術分野における豊富な経験と幅広い知見は、当社の企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号

7

谷

1954年12月13日生

再任 社外 独立 男性

謙二

所有する当社の株式の数 1,100株

取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)

取締役在任年数 5年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4月 三菱商事株式会社入社
 2009年 4月 同社執行役員非鉄金属本部長
 2011年 4月 三菱商事ユニメタルズ株式会社代表取締役社長
 2013年 4月 三菱商事RtMジャパン株式会社代表取締役社長
 2019年 6月 当社社外監査役
 2021年 6月 株式会社大紀アルミニウム工業所社外取締役（現任）

2021年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社大紀アルミニウム工業所社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

谷 謙二氏は、長年にわたり商社において経営に携わり、企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験を有しております。また、営業・マーケティング分野に精通し、これまで当社経営に対して有益かつ適切な助言を行ってまいりました。

これらの実績を踏まえ、同氏より有益な意見および的確な指摘をいただくことで、取締役会の機能強化に一層寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏が選任された場合には、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名および報酬等に関する重要事項の審議にご参画いただく予定であります。



候補者番号

8

菅

1955年6月23日生

再任 社外 独立 男性

泰三

所有する当社の株式の数 600株

取締役会への出席状況 14回/15回 (93%)

取締役在任年数 5年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4月 石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社
 2004年 7月 同社財務部資金グループ部長
 2007年 4月 同社経営企画部グループ経営企画グループ部長
 2010年 4月 株式会社IHI新事業推進部長
 2012年 4月 同社新事業推進部長（兼）リチウムイオン電池事業推進部長
 2013年 4月 同社執行役員都市開発セクター長（兼）高度情報マネジメント統括本部長
 2014年 4月 同社執行役員IHI ASIA PACIFIC PTE.LTD.（アジア大洋州統括会社）社長
 2017年 4月 同社顧問
 2017年 6月 同社常勤監査役
 2021年 6月 同社顧問
 2021年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

菅 泰三氏は、長年にわたり重工業メーカーおよび海外グループ会社において経営に携わり、企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験を有しております。また、財務・会計および内部統制分野に精通し、これまで当社経営に対して有益かつ適切な助言を行ってまいりました。

これらの実績を踏まえ、同氏より有益な意見および的確な指摘をいただくことで、取締役会の機能強化に一層寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏が選任された場合には、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名および報酬等に関する重要事項の審議にご参画いただく予定であります。



候補者番号
9

えとう なおみ
江藤 尚美
1956年5月2日生

再任 社外 独立 女性

所有する当社の株式の数 1,400株

取締役会への出席状況 15回/15回 (100%)

取締役在任年数 4年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1979年 4月 ブリヂストーンタイヤ株式会社（現株式会社
社ブリヂストーン）入社
- 2004年 11月 株式会社ブリヂストーン広報宣伝部長
- 2009年 3月 同社執行役員 総務・コーポレートコ
ミュニケーション担当
- 2014年 2月 株式会社ゼンショーホールディングス執
行役員グループCC本部長
- 2014年 6月 同社取締役グループCC本部長
- 2015年 1月 同社取締役グループ総務本部長
- 2020年 5月 同社取締役
- 2020年 6月 森永製菓株式会社社外取締役
- 2022年 6月 日清オイリオグループ株式会社社外取締
役（現任）
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

日清オイリオグループ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

江藤尚美氏は、大手メーカーにおいて人材開発、コーポレートコミュニケーションおよび環境分野等の業務に携わるとともに、外食産業において経営にも関与してきた経験を有しております。また、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよびサステナビリティ分野に精通し、これまで当社経営に対して有益かつ適切な助言を行ってまいりました。

これらの実績を踏まえ、同氏より有益な意見および的確な指摘をいただくことで、取締役会の機能強化に一層寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏が選任された場合には、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名および報酬等に関する事項の審議にご参画いただく予定であります。



候補者番号
10

おがわ まりこ
小川 麻理子
1966年8月23日生

再任 社外 独立 女性

所有する当社の株式の数 100株

取締役会への出席状況
15回/15回 (100%)

取締役在任年数 2年

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1989年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 1999年9月 世界銀行入行
- 2005年5月 PwCアドバイザリー株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）入社
- 2015年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）PPP・インフラ部門ディレクター
- 2023年2月 株式会社ドリームインキュベータ プリンシパル
- 2024年4月 同社フェロー
- 2024年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小川麻理子氏は、国際機関およびコンサルティング会社等において、金融関連業務ならびに官民による国内外事業の推進に長年携わってきた経験を有しております。グローバルな視点から企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を備えており、これまで当社経営に対して有益かつ適切な助言を行ってまいりました。

これらの実績を踏まえ、同氏より有益な意見および的確な指摘をいただくことで、取締役会の機能強化に一層寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏が選任された場合には、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名および報酬等に関する事項の審議にご参画いただく予定であります。

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 2 谷謙二氏は、株式会社大紀アルミニウム工業所社外取締役に就任しております。株式会社大紀アルミニウム工業所と当社との間に、特別な関係はありません。
江藤尚美氏は、日清オイリオグループ株式会社社外取締役に就任しております。日清オイリオグループ株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。
- 3 谷謙二氏、菅泰三氏、江藤尚美氏および小川麻理子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしていることから、独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 4 当社は谷謙二氏、菅泰三氏、江藤尚美氏および小川麻理子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本決議は次期定時株主総会が開催されるときまで効力を有するものといたします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



ほしかわ のぶゆき
星川 信行

1970年8月15日生

社外 独立 男性

所有する当社の株式の数

0株

略歴（重要な兼職の状況）

- 2002年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生
- 2003年10月 弁護士登録
弁護士法人星川法律事務所入所
- 2015年6月 同事務所代表社員(現任)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

星川信行氏は、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、十分な見識を有しております。同氏には、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立した立場から当社の監査業務を実施していただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1 星川信行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 星川信行氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしていることから、独立役員として届け出る予定であります。
- 3 星川信行氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。星川信行氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考)

取締役の選任に関する方針・手続

取締役の選任については、委員の過半数が独立社外取締役ににより構成される指名・報酬委員会において、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い取締役会に適切に答申いたします。求められる役割を適切に果たすことができる知識、能力、経験、実績等を総合的に勘案し、取締役会で決定いたします。

取締役会のスキル・マトリックス

当社取締役会が備えるべきスキル項目を①企業経営、②営業・マーケティング、③製造・設備・研究開発、④財務・会計、⑤コンプライアンス・リスク管理、⑥人材開発、⑦グローバル、⑧IT・DX、⑨サステナビリティと特定しております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを備えるメンバーにより構成されます。

氏名	当社における地位	スキル項目								
		企業経営	営業・マーケティング	製造・設備・研究開発	財務・会計	コンプライアンス・リスク管理	人材開発	グローバル	IT・DX	サステナビリティ
浦田 成己	代表取締役社長 執行役員社長	●	●			●		●		●
小林 伸互	代表取締役 執行役員副社長	●			●	●	●			●
豊田 浩	取締役 専務執行役員	●			●	●		●	●	●
山田 恒	取締役 専務執行役員	●		●					●	●
秋本 朗	取締役 常務執行役員	●	●							●
早川 尚	取締役 常務執行役員	●		●						●
谷 謙二	社外取締役	●	●			●		●		
菅 泰三	社外取締役	●			●	●		●	●	
江藤 尚美	社外取締役	●				●	●			●
小川 麻理子	社外取締役	●			●			●		
小野寺 俊博	監査等委員である 取締役	●		●		●	●			
岡田 啓芳	監査等委員である 社外取締役	●			●				●	
星谷 哲男	監査等委員である 社外取締役	●			●	●		●		●
若松 壮一	監査等委員である 社外取締役	●		●	●					

(注) 本総会終了後の取締役会にて、代表取締役および取締役社長を選定いたします。

以上

事業報告 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

一方で、製造業においては、米国の関税政策などの影響により、企業収益の先行きに不透明感が残る状況となりました。

ステンレス特殊鋼業界では、造船関連など一部分野で堅調な需要が見られたものの、世界経済の減速懸念や米国関税の影響により、需要全体の回復は鈍く、厳しい事業環境が続きました。加えて、東アジア地域からの安価な輸入材の流入も引き続き見られました。

当社グループが重点的に取り組んでいる「高機能材」(高い耐食性・耐熱性・強度など、特定用途に求められる性能を備えたステンレス鋼・合金)については、AI関連投資を背景とした半導体製造装置向け需要が比較的堅調に推移しました。

一方で、米国による追加関税措置や、環境・エネルギー分野での大型プロジェクトの計画遅延などを背景に、主に海外市場では需要が伸び悩みました。さらに、中東情勢の不安定化により、オイル・ガス関連向け需要の停滞や先送りも懸念される状況となりました。

第144期 (2026年3月期連結業績)

売上高	150,866	百万円	前年度比 12.3 % の減少	▾
経常利益	9,657	百万円	前年度比 40.4 % の減少	▾
親会社株主に帰属する当期純利益	7,215	百万円	前年度比 37.7 % の減少	▾

このような状況のもと、当社グループは「中期経営計画2023」に基づく各種施策を進めるとともに、適正なロールマージンの確保とコスト削減に努めてまいりました。しかしながら、販売数量の減少に加え、ニッケル価格の下落による販売単価の低下、資材価格や人件費の上昇によるコスト増加などの影響を大きく受けることになりました。

その結果、当事業年度の販売数量は前年同期比6.8%減（高機能材9.9%減、ステンレス一般材5.0%減）となりました。当連結会計年度の売上高は1,508億66百万円（前連結会計年度比212億31百万円減）となり、経常利益は96億57百万円（前連結会計年度比65億42百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は72億15百万円（前連結会計年度比43億63百万円減）となり、いずれも前年度を下回る結果となりました。

剰余金の配当につきましては、当社は事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら安定的に実施することを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当は1株当たり110円を予定しており、すでに実施した中間配当（1株当たり110円）と合わせ、年間配当金は1株当たり220円となる見込みです。

【中期経営計画2023の施策に関わるトピックス】

① 高度化する市場ニーズを追求し新たな価値を生み出す産業素材の開発・提供

当社は、今後の成長が期待されるインド市場を重要な戦略市場と位置付けております。2025年度にはインド・ムンバイに現地法人を設立し、高機能材の販売体制を強化しました。今後は、インドを中心に中東など周辺地域も含め、エネルギー・環境分野向けの需要獲得を進めてまいります。

② 技術の優位性を高め市場環境の変化に対応する効率的な生産体制の構築

大江山製造所では、環境負荷低減を目的として、ニッケル製錬設備の燃料を石炭からLNGへ切り替える工事を完了しました。本取組みは、環境省の補助事業にも採択されております。

また、川崎製造所では、所内で使用していた重油を都市ガスへ転換いたしました。

いずれの取組みも、省エネルギー化とカーボンニュートラル社会の実現に貢献するものです。

③ 環境変化に左右されない強固な経営基盤の確立

2025年度の設備投資額は130億円となり、3年間の累計では294億円と、中期経営計画で計画した水準とほぼ同等となりました。(意思決定ベース)

また、DX(デジタルトランスフォーメーション)推進プロジェクトを立ち上げ、業務の効率化や高度化に取り組んでおります。

財務面では、ネットD/Eレシオ(純有利子負債と純資産の比率)は中期経営計画目標の範囲内を維持し、自己資本比率は46%と過去最高水準を更新しました。

④ ESG課題に関連する主な取組み

当社は、財務情報と非財務情報を分かりやすくお伝えするため、「統合報告書2025」を発行しました。

本報告書では、当社の強みや事業のしくみ、「中期経営計画2023」2年目の進捗状況を振り返るとともに、環境対応、社会との共存、人材育成など、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関する主な取組みを紹介しております。

【「中期経営計画2023」実績】

	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	中期経営計画 最終年度 (2025年度) 目標
高機能材部門 売上高比率(単体)	49%	44%	41%	50%
E B I T D A (連結)	254億円	227億円	172億円	200億円以上
ROE(連結)	16.0%	12.5%	7.3%	10.0%
総還元性向(連結)	35.0%	35.0%	42.0%	35%
CO ₂ 削減率(2013年度対比単体)	▲59.6%	▲54.3%	▲60.6% 注1	▲46%以上
(参考) ネットD/Eレシオ	0.68	0.68	0.65	0.5~1.0

(注)1 2025年度のCO₂削減率は見込みの数値を記載しております。

② 設備投資の状況

当社グループは、将来を見据えた構想に基づき、戦略的な設備投資を推進しております。

当事業年度においては、高機能材の競争力強化を図るため、高品質な鋼材の研究開発を目的としたスラブ型再溶解設備（ESR）を川崎製造所製鋼工場に設置することを決定いたしました。

また、カーボンニュートラルへの取組みとして、川崎製造所では重油使用設備の都市ガスへの燃料転換を、大江山製造所では一部石炭使用設備のLNGへの燃料転換をそれぞれ完了しました。

このほか、両製造所において、事業基盤強化や省エネルギー、システム関連、老朽化対策等の投資を実施しました。

その結果、当連結会計年度の設備投資額は79億61百万円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金、借入金より充当いたしました。

2. 対処すべき課題

世界的な地政学リスクの高まりにより、経済の分断や混乱が続いています。

このような中、高機能材分野では、一部用途や地域で需要低迷が長期化しているほか、海外メーカーとの間で納期やコストを巡る競争が一段と激しくなっています。

また、国内のステンレス一般材分野では、少子高齢化に伴う需要の緩やかな減少に加え、輸入材の流入・定着などにより、事業環境は厳しさを増しております。

こうした状況を踏まえ、当社グループは「ニッケル高合金・ステンレス市場のトップサプライヤーとして、新領域へ挑戦し進化を続けるレジリエントカンパニー」を目指し、このたび「中期経営計画2026－2028」を策定いたしました。

今後は、本中期経営計画に基づき、収益力の向上と財務基盤のさらなる強化に取り組み、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

【「中期経営計画2026-2028」の概要】

(1) 「中期経営計画2026-2028」で目指す姿

「ニッケル高合金・ステンレス市場のトップサプライヤーとして、
新領域へ挑戦し進化を続けるレジリエントカンパニー」

(2) 3つの基本戦略

① 新たな領域での市場ニーズの探求と、必要なアイテムの開発と提供

高機能材部門においては、将来的に需要拡大が見込まれる分野・エリアにおいて、ニーズに合わせた高機能材の素材開発と提供を推進するとともに新たな市場領域の開拓を見据えた研究開発を強化し、中長期的な成長機会の創出を図ります。また、一般材部門の中で競争力優位な商品である機能付与材を高機能材部門へ区分し、拡販強化を図ってまいります。それ以外の一般材部門においては、お客様に求められる価値を提供することで輸入材とは一線を画す国内ステンレスメーカーとしての事業基盤を強化いたします。また、グループ会社とのシナジー効果をより一層発揮し、グループ各社の基盤強化と販売体制の強化を進め、市場ニーズの高度化へ対応してまいります。

<主要施策>

- ・ 高機能材部門：成長市場・分野への戦略的な取組みによる拡販と開発推進
 - 1) 高機能材拡販に向けた組織力の強化
 - 2) 既存材料の対応領域、供給力拡大
 - 3) 新たな市場領域開拓に向けた新合金（高機能材ハイグレード品）と製造プロセスの開発
 - 4) 一般材部門から新たに高機能材部門にシフトした商品の拡充展開
- ・ 一般材部門：輸入材にはない価値の提供による国内ステンレス事業の強化
- ・ グループ会社との連携による営業基盤確保

②技術を追求し、あらゆるニーズに対応可能な生産体制を構築

新たな製造プロセスの導入や生産対応力の向上により、品質・納期・コスト競争力を高め、顧客ニーズに対応してまいります。

また外部環境変化による受注量変動・構成変化等に対応可能な調達運営を目指すとともに、ニッケル原料の社内供給体制強化に向けては、「カーボンレス・ニッケル製錬」におけるリサイクル原料活用の更なる高度化を進めます。

<主要施策>

- ・ QCD競争力強化：生産技術の進化による競争力トップの高機能材生産体制の確立（製造プロセス革新、顧客ニーズの実現）
- ・ 調達力強化：原料の多様化と原料・資材の安定調達（フレキシブルな原料運営、カーボンレス・ニッケル製錬ルッペ（フェロニッケル）の活用拡大 他）

③環境変化に対応し、持続可能な経営基盤を確立

カーボンニュートラル化実現に向けたCO₂排出量削減、川崎・大江山両製造所の周辺環境対策など環境に配慮した事業活動を前提とします。その上で、持続的成長を見据えた人材投資、設備投資、研究・開発投資を実行しつつ、収益計画の実現により財務基盤の強化を図り、安定的な株主還元を継続いたします。

また、デジタル技術を活用した業務オペレーションの効率化やスマート化を推進し、組織横断での業務プロセス変革を進めてまいります。

<主要施策>

- ・ 環境配慮：カーボンニュートラルの実現に向けた取組み
- ・ 人材施策：将来を見据えた人的資本計画の遂行
- ・ DX・AI活用：DX推進による業務プロセス変革とIT基盤整備
- ・ 財務基盤強化：「信用等级付A格」取得を視野に入れた財務基盤の強化

(3) 「中期経営計画2026-2028」の設備投資計画

当社グループの戦略分野である高機能材部門の「稼ぐ力のブラッシュアップ」と将来に向けた「新たな分野の開拓」に資する新設備の導入、競争力強化・カーボンニュートラル関連の戦略投資のほか、基盤強化、更新投資、グループ会社投資も含め3ヶ年累計で382億円（意思決定ベース）の設備投資を計画しております。

設備投資金額（3ヶ年累計）

項目	意思決定ベース
戦略投資	158億円
基盤強化	31億円
更新投資	117億円
小計	306億円
グループ会社投資	76億円
合計	382億円

[参考]減価償却費（連結、3ヶ年累計）：244億円

(4) 「中期経営計画2026-2028」の達成目標

項目	目標（2028年度）
高機能材部門売上高比率（単体）	60%
EBITDA	300億円
ROE	10.0%
配当性向	35%以上
DOE 注1	2.8%以上
（参考）ネットD/Eレシオ	0.5~0.7

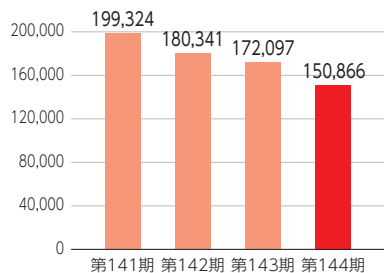
(注)1 安定的かつ継続的な株主還元を実施する観点から、DOE（株主資本配当率）2.8%を配当金額の下限といたします。

3. 財産および損益の状況

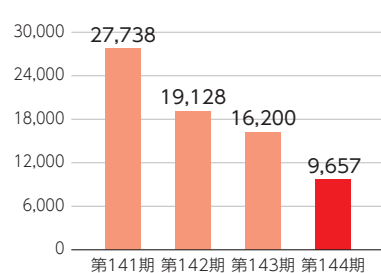
① 直前3連結会計年度

区 分	第141期 2022年度	第142期 2023年度	第143期 2024年度	第144期 (当連結会計年度) 2025年度
売上高 (百万円)	199,324	180,341	172,097	150,866
経常利益 (百万円)	27,738	19,128	16,200	9,657
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,703	13,565	11,579	7,215
1株当たり当期純利益 (円)	1,316.79	933.64	819.46	519.86
総資産 (百万円)	222,294	219,988	217,461	219,411
純資産 (百万円)	79,619	89,785	96,606	101,308

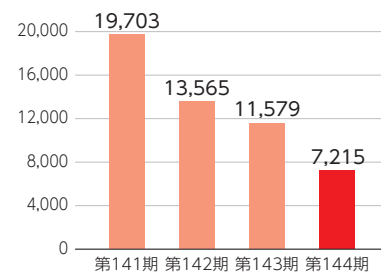
売上高



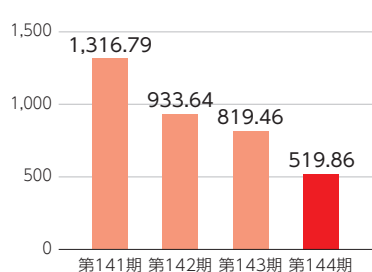
経常利益



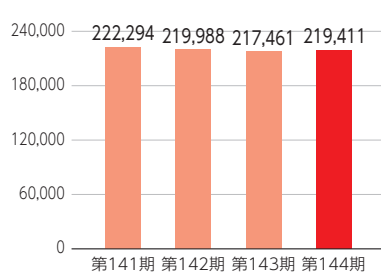
親会社株主に帰属する当期純利益



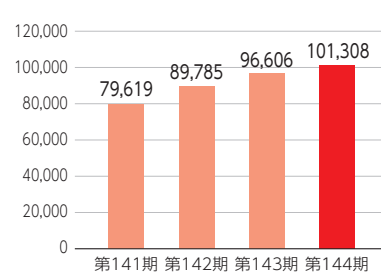
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



4. 重要な子会社等の状況 (2026年3月31日現在)

①子会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストーア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス鋼および高機能材の磨帯鋼の製造ならびに販売
ナス物産株式会社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
グリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	百万バーツ 220	99.99	ステンレス鋼管および加工品の製造ならびに販売
南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司	百万元 10	60.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに委託加工

(注) 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

②持分法適用関連会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
三豊金属株式会社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

5. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金の板(薄板、中厚板)・帯(コイル)、鍛造品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

6. 主要な拠点等 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支店	東京支店 (東京都中央区)、大阪支店 (大阪府大阪市)、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店 (愛知県名古屋市)、広島支店 (広島県広島市)、新潟支店 (新潟県新潟市)
工場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

② 子会社

ナストーア株式会社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店 (大阪府大阪市)
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県茅ヶ崎市)
ナス鋼帯株式会社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店 (東京都中央区)、大阪支店 (大阪府大阪市)
	工場 滋賀工場 (滋賀県湖南市)
ナス物産株式会社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店 (東京都中央区)、名古屋支店 (愛知県小牧市)、大阪支店 (大阪府堺市)
	事業部 関西加工センター(大阪府堺市)、中部加工センター (愛知県小牧市)
グリーンメタル株式会社	本社 (千葉県八千代市)
	支店 東京支店 (千葉県八千代市)、北関東支店 (群馬県伊勢崎市)、南関東支店 (神奈川県相模原市)、名古屋支店 (愛知県小牧市)
	事業部 八千代ステンレスセンター室 (千葉県八千代市)
NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外拠点として、中国・上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国・シカゴに「Nippon Yakin America, Inc.」、英国・ロンドンに「Nippon Yakin Europe Limited」、およびインド・ムンバイに「Nippon Yakin India Private Limited」の各現地法人があります。また、中国・南京においては、南京鋼鉄股份有限公司等との合併会社として「南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司」があります。

7. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

	企業集団	当社	平均年齢		平均勤続年数	
			平均年齢	平均勤続年数		
従業員数	2,093名	1,166名	44歳 1カ月	20年 6カ月		
前年度末比増減	△2名	△5名				

(注) 従業員数は就業人員です。

8. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	16,003百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,161百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,724百万円

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

普通株式 55,800,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 15,497,333株 (うち 自己株式数 1,637,984株)

3. 当事業年度末の株主数

21,787名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,413 千株	10.20 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	681	4.92
日本冶金協力会社持株会	563	4.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	354	2.56
株式会社みずほ銀行	311	2.25
河合 映治	300	2.16
日本冶金ナス持株会	295	2.13
檜崎 潤	212	1.53
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	197	1.43
J P MORGAN CHASE BANK 385781	183	1.33

(注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。

2 当社は、自己株式1,637,984株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

① 株式報酬（譲渡制限付株式）の内容

2025年7月25日付の取締役会決議により、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）（以下本5. において「対象取締役」といいます。）に対して、次のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分をいたしました（以下本5. において「本自己株式処分」といいます。）。

払込期日	2025年8月25日
処分した株式の種類および総数	当社普通株式7,848株
処分総額	33,589,440円
株式の割当ての対象者およびその人数ならびに割当てる株式の数	対象取締役 6名 7,848株

当社は、本自己株式処分にあたり、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しました。

（ア）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日（2025年8月25日）から2055年8月25日までの間（以下本5. において「本譲渡制限期間」といいます。）、割り当てられた株式（以下本5. において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

（イ）譲渡制限の解除条件・組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも正当な事由により退任または退職した場合、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、2025年7月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とする）を本割当株式数に乗じた数の本割当株式の譲渡制限を解除し、残りの本割当株式を無償で取得します。

（ウ）当社による無償取得

対象取締役が本譲渡制限期間中に正当な理由なく退任または退職した場合には、当社が無償で本割当株式を取得します。

② 当事業年度中に取締役、その他役員に交付した株式（譲渡制限付株式）の区分別合計

	株式の種類および数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	当社普通株式7,848株	6名
社外取締役（監査等委員を除く。）	-	-
監査役	-	-
取締役（監査等委員）	-	-

（注） なお、上記①の本自己株式処分の際して、取締役を兼務しない執行役員10名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式7,506株を交付しております。本自己株式処分と合わせた交付株式数は、合計15,354株となります。
 また、取締役を兼務しない執行役員に対する本自己株式処分の処分総額は32,125,680円であり、本自己株式処分と合わせた処分総額は65,715,120円となります。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
久保田 尚志	取締役会長	
浦田 成己	代表取締役社長 執行役員社長	
小林 伸亙	代表取締役 執行役員副社長	経理部、人事部担当
豊田 浩	取締役専務執行役員	経営企画部、IR・広報部、総務部担当
山田 恒	取締役専務執行役員	情報システム部、グループ環境・知的財産部担当
秋本 朗	取締役常務執行役員	営業本部長 営業本部（販売企画部、ソリューション営業部）、 販売担当6支店、海外営業部、海外現地法人担当
谷 謙二	社外 独立 取締役	株式会社大紀アルミニウム工業所 社外取締役
菅 泰三	社外 独立 取締役	
江藤 尚美	社外 独立 取締役	日清オイリオグループ株式会社 社外取締役
小川 麻理子	社外 独立 取締役	
小野寺 俊博	取締役（常勤監査等委員）	
岡田 啓芳	社外 独立 取締役（常勤監査等委員）	
星谷 哲男	社外 独立 取締役（監査等委員）	株式会社焼肉坂井ホールディングス 社外取締役 ホソカワミクロン株式会社 社外取締役
若松 壮一	社外 独立 取締役（監査等委員）	

- (注) 1 当社は2025年6月26日開催の第143期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 小野寺俊博氏、木内康裕氏、星谷哲男氏および若松壮一氏は退任し、このうち小野寺俊博氏、星谷哲男氏および若松壮一氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任しております。また岡田啓芳氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
- 2 当社の監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人との十分な連携、取締役等からの情報収集および重要な社内会議出席による情報共有等、監査・監督機能の充実を図るため、常勤監査等委員として小野寺俊博氏、岡田啓芳氏の2名を選定しております。
- 3 取締役 谷謙二氏、菅泰三氏、江藤尚美氏、小川麻理子氏、岡田啓芳氏、星谷哲男氏および若松壮一氏は、いずれも社外取締役であります。
- 4 取締役（常勤監査等委員）岡田啓芳氏、取締役（監査等委員）星谷哲男氏および若松壮一氏は、いずれも財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- 5 当社は、各非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

- 6 当社は、取締役 谷謙二氏、菅泰三氏、江藤尚美氏、小川麻理子氏、岡田啓芳氏、星谷哲男氏および若松壯一氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7 ・社外取締役 谷謙二氏が兼職している株式会社大紀アルミニウム工業所と当社との間には、特別な関係はありません。
 ・社外取締役 江藤尚美氏が兼職している日清オイリオグループ株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
 ・社外取締役 小川麻理子氏は、株式会社ドリームインキュベータのフェローを兼務しておりましたが、2025年6月30日をもって退任しております。株式会社ドリームインキュベータと当社との間に特別な関係はありませんでした。
 ・取締役（監査等委員） 星谷哲男氏が兼職している株式会社焼肉坂井ホールディングスおよびホソカワミクロン株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
- 8 当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について、10回目となる分析・評価（対象期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで）を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。
<https://www.nyk.co.jp/sustainability/governance.html>
- 9 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役社長を委員長とし、社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）4名を委員として構成する指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員 の指名および報酬等に関する事項について、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に答申しております。
- 10 当社は、取締役会の活性化および機能強化を図るとともに、業務執行に係る責任と役割を明確化し、経営意思決定および業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	担当
常務執行役員	永田 顕二	原料鉱石部、購買部、大江山製造所担当
常務執行役員	早川 尚	川崎製造所長 川崎製造所担当
執行役員	星野 誠	情報システム部長
執行役員	高橋 弘喜	東京支店長
執行役員	新崎 諭	設備企画部長 兼 川崎製造所副所長 設備企画部担当
執行役員	平田 茂	技術研究所長 技術研究所担当
執行役員	小池 千尋	販売企画部長
執行役員	古幡 祐雄	大阪支店長
執行役員	田中 明	川崎製造所副所長 兼 生産管理部長
執行役員	赤坂 昌幸	経営企画部長

2. 取締役および監査役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下①において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の審議および答申を踏まえ、2025年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、ア. 基準報酬、イ. 株式報酬、ウ. 役員賞与の3つで構成しております。

ただし、経営に対する独立性および客観性を重視する観点から、社外取締役の報酬等は、基準報酬のみといたします。

ア. 基準報酬の決定に関する方針

基準報酬は役位ごとに金額を定め、原則として月額の固定報酬とし、現金で支給いたします。

イ. 株式報酬の決定に関する方針

株主との価値共有を図る中長期インセンティブとして、基準報酬の20%相当額の譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与いたします。

譲渡制限期間中に、取締役が正当な理由なく退任した場合には、当社は当該譲渡制限付株式の全部を無償で取得いたします。

また、正当な理由により退任した場合、または当社が消滅会社もしくは完全子会社となる組織再編等が承認された場合には、在任期間に応じて譲渡制限を解除し、残余の譲渡制限付株式を無償で取得いたします。

ウ. 役員賞与の決定に関する方針

短期的なインセンティブとして、個別業績を反映した役員賞与を支給いたします。

役員賞与の総額は、当該事業年度の連結営業利益を業績指標とし、配当総額ならびにその他の事項も総合的に勘案したうえで、支給の可否および総額を決定いたします。

支給対象は、事業年度末日に在任または在職している取締役（社外取締役を除きます。）とし、当該事業年度終了後の一定の時期に支給いたします。

2. 基準報酬の額、株式報酬の額、および役員賞与の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの割合の目安は、基準報酬を10とした場合、株式報酬を2といたします。役員賞与は業績に連動するものとし、業績状況によっては支給しない場合があります。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

基準報酬および役員賞与の総額は、取締役会の決議により決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容については、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を受けて決定いたします。

株式報酬の総額は、取締役会で決定し、個人別の報酬の内容は基準報酬の一定割合を目安とし代表取締役社長が決定いたします。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

（注）当社は、2025年6月26日開催の第143期定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へ移行しています。本②および下記③記載の取締役には、監査等委員会設置会社への移行前における取締役と、移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含み、その報酬等の内容の決定方法については移行前後での変更はありません。

（ア）委任を受けた者の氏名、地位および担当、ならびに委任された権限の内容

当社の取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の基準報酬および株式報酬の内容の決定について、代表取締役社長 浦田成己氏に委任しております。

また、当社の取締役会は、2026年6月25日開催予定の第144期定時株主総会終了後に、当事業年度における取締役の個人別の役員賞与の内容の決定についても、同氏に委任する予定であります。

(イ) 委任した理由

基準報酬は役位ごとに金額を定め、株式報酬は基準報酬の20%相当額としていることから、代表取締役社長が機動的に決定することが適切であると判断しております。

また、役員賞与については各取締役の個別業績を反映した評価および配分を行うこととしており、当社全体の業績を俯瞰したうえで各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適任であると判断したためであります。

(ウ) 権限が適切に行使されるよう講じた措置

当事業年度における基準報酬および株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議および答申を経て、取締役会において決定しております。

代表取締役社長は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、個人別の基準報酬の内容を決定するとともに、個人別の株式報酬の内容については、基準報酬の20%相当額として決定しております。

なお、当事業年度における役員賞与については、2026年6月25日開催予定の第144期定時株主総会終了後に、指名・報酬委員会の審議および答申を経て取締役会が総額を決定し、その後、代表取締役社長が同委員会の答申を踏まえて、個人別の内容を決定する予定であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会において、決定方針との整合性を含め、多角的な観点から十分な検討が行われております。

そのため、取締役会としても、同委員会の答申内容を尊重し、個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の審議および答申を踏まえ、2025年3月11日開催の取締役会において、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針も定めております。

監査等委員である取締役の個人別基準報酬額は、指名・報酬委員会の答申を受けただうえで、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

経営に対する独立性および客観性を重視する観点から、監査等委員である取締役の報酬等は、基準報酬のみといたします。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、2025年6月26日開催の第143期定時株主総会において、基準報酬額を月額35百万円（年額420百万円）以内（内、社外取締役分月額5百万円（年額60百万円）以内）、賞与を年額300百万円以内（社外取締役への支給はありません。）としております。なお、これらには使用人兼務取締役の使用人分としての給与および賞与は含まれておりません。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、同株主総会において、月額10百万円（年額120百万円）以内と決議いただいております。

さらに、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、本制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、発行または処分される譲渡制限付株式の総数は年50,000株以内と決議いただいております。

なお、上記各決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役4名）、監査等委員である取締役の員数は4名であります。

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる役員 の員数 人	報酬等の総額 百万円	報酬等の種類別の総額 百万円		
			基準報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式)
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10 (4)	316 (31)	199 (31)	83 (-)	34 (-)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	11 (3)	11 (3)	- (-)	- (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4 (3)	35 (23)	35 (23)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 当社は、2025年6月26日開催の第143期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員である取締役に對する報酬等は当該移行後の期間に係るものであり、監査役に対する報酬等は、当該移行前の期間に係るものであります。なお、上記の対象となる役員の員数には、当事業年度中に監査役を退任し、その後、監査等委員である取締役に就任した者3名を含んでおります。
- また、上記報酬等の総額には、当事業年度中に退任した監査役1名が含まれております。
2. 業績連動報酬等として、社外取締役および監査等委員である取締役に對し、役員賞与を支給しております。上記業績連動報酬等（役員賞与）の総額は、当事業年度を対象期間とした支給予定の額であり、当期において費用計上した額です。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は当事業年度の連結営業利益であり、実績は109億73百万円となりました。当該業績指標を選定した理由は、当社の経営成績を評価するうえで重要な指標であるためです。業績連動報酬等の額は、当事業年度の連結営業利益のほか、配当総額およびその他の事項を総合的に考慮し、支給の可否および総額を決定しております。なお、業績連動報酬等の額は、連結営業利益の絶対額を基礎として算定していることから、目標値は定めておりません。
3. 非金銭報酬等として、社外取締役および監査等委員である取締役に對し、譲渡制限付株式を付与しております。当該譲渡制限付株式の内容および交付状況については、「会社の株式に関する事項」5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先および当社との関係につきましては、前記「1. 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 特定関係事業者との関係

該当ありません。

③ 当事業年度における主な活動状況等

	出席状況、発言状況および 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 谷 謙二	<p>当期に開催された取締役会15回開催中15回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、三菱商事RtMジャパン株式会社代表取締役社長等、商社の経営に長年携わり、企業経営や営業・マーケティング等に関する高い見識を有しております。</p> <p>当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において積極的な発言を行い、当社の経営に関する助言、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外取締役 菅 泰三	<p>当期に開催された取締役会15回開催中14回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、株式会社IHIの監査役、海外グループ会社の経営等に携わり、財務・会計や内部統制、グローバルな事業経営に関する高い見識を有しております。</p> <p>当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において積極的な発言を行い、当社の経営に関する助言、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外取締役 江藤 尚美	<p>当期に開催された取締役会15回開催中15回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、株式会社ブリヂストンにおいて人材開発やコーポレートコミュニケーション、環境等の業務を経験した後、株式会社ゼンショーホールディングスで経営に携わる等、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、サステナビリティの分野における豊富な知識や経験を有しております。</p> <p>当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において積極的な発言を行い、当社の経営に関する助言、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外取締役 小川 麻理子	<p>当期に開催された取締役会15回開催中15回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、国際機関およびコンサルティング会社等において、金融業務および官民による内外事業の推進に長年携わり、グローバルな視点から様々な事業活動への助言を行う等、豊富な経験と幅広い知識を有しております。</p> <p>当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しており、同氏は取締役会において積極的な発言を行い、当社の経営に関する助言、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>

	出席状況、発言状況および 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 岡田 啓芳	2025年6月26日就任以降、当期に開催された取締役会12回開催中12回、監査等委員会11回開催中11回出席いたしました。 同氏は、東洋証券株式会社の役職員を歴任する等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、長年の金融機関での業務経験から培われた財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しており、当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行う等、社外監査等委員としての適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 星谷 哲男	当期に開催された取締役会15回開催中15回、監査役会7回開催中7回、監査等委員会11回開催中11回出席いたしました。 同氏は、ING Bank N.V.のマネージングダイレクター在日代表等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、長年の金融機関での業務経験から培われた財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しており、当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また監査役会、監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行う等、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 若松 壮一	当期に開催された取締役会15回開催中15回、監査役会7回開催中7回、監査等委員会11回開催中11回出席いたしました。 同氏は、日本精線株式会社において長年にわたり経理部門を中心に勤務し経理部長を務める等、財務および会計に関する幅広い知識に加え、同社常勤監査役として、経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当社に対して、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また監査役会、監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行う等、適切な役割を果たしております。

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料はすべて当社が負担しております。

本保険契約は、被保険者がその職務の執行に関連して損害賠償責任を負う場合等に、当該損害を補填するものであり、契約期間は1年で、毎年更新しております。

なお、被保険者による犯罪行為等に起因する損害については、補償の対象外としております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 八重洲監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査等委員会が同意した理由

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

年額 50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年額 65百万円

(注) 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査等委員会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、2028年度を最終年度とする「中期経営計画2026-2028」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

本中期経営計画には、事業環境の変化や予測困難な経営環境を踏まえつつ、持続的な成長を遂げるために、2026年度からの3年間で着手、実施していく施策が取り纏められております。当社は、本中期経営計画の取組みを推進し、その達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでまいります。本中期経営計画の概要は「1. 企業集団の現況に関する事項 2. 対処すべき課題」に記載のとおりです。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」とい

ます。)を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/tdnet/2270677/00.pdf>)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の (i) ないし (iii) に該当する行為またはこれらに類似する行為 (但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。) がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記 (i) または (ii) に定める行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者 (複数である場合を含みます。以下本 (iii) において同じです。) との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為 (但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限りませう。)

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続 (以下「大規模買付ルール」といいます。) に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記 (イ) の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報 (以下「大規模買付情報」といいます。) を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（エ）にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

（エ）取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

（ア）対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまししくは行おうとするとき、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまししくは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断されるときには、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、（i）対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または（ii）特別委員会が株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか

否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとしします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとしします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則に基づき、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものとしします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、2023年6月28日開催の当社第141期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断される場合（この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。）に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第144期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 2023年6月28日開催の当社第141期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行ってもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財

務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(1)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために実施されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議とサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本対応方針は2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収への対応方針に関する近時の動向および当社を取り巻く事業環境・情勢の変化等を踏まえ、本対応方針の継続の必要性について慎重に検討した結果、2026年5月8日開催の取締役会において、本対応方針の有効期間が満了する本株主総会終結の時をもって、本対応方針を継続せず、廃止することを決定しております。詳細については、2026年5月8日付の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)の非継続(廃止)について」をご参照ください。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容

当社は、2025年6月26日開催の取締役会において、「内部統制システム構築のための基本方針」を下記のとおり決議しております。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、すべての役員および使用人が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。

また、監査等委員以外の常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令違反またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存および管理を行う体制を確立する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」のほか緊急対応体制、事業継続計画等の重要なリスクに係る個別規程を制定する。また、それらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。

加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。

また、代表取締役社長の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。

(5) 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、企業集団を構成する各子会社等（以下「N A Sグループ」という。）に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項および承認申請等の具体的運営手続を定め、N A Sグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

N A Sグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。

③ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

N A Sグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。

また、当社内部統制室は、N A Sグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価および改善促進を目的とした業務監査等を行う。

④ 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

N A Sグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。

また、当社およびN A Sグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令違反またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告が、当社の内外の者が当社の組織の活動を認める上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務報告の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。

また、代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会から要請があれば、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事および人事考課については、監査等委員会の意見を聞くこととする。

(8) 前号の補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、および当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査等委員会に係る職務の遂行に支障を来たさない様特段の配慮をするものとする。

(9) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の監査等委員以外の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社は、監査等委員会から請求があるときは、定期的および必要の都度、監査等委員会に報告すべき事項を、同委員会との間で協議し、具体的に取決めるものとする。上記の取決めに、子会社からの報告事項を含むものとする。

② 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会は、必要に応じて会計監査人または監査等委員以外の取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「N A Sグループヘルプライン規程」を制定し、その旨および内容を当社およびグループの取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

(11) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の監査等委員以外の取締役および使用人はこれに協力する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

なお、当社は2025年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、移行前においても監査役について同様の体制を整備・運用しております。

(1) コンプライアンス、リスク管理体制

- ・ 当社は、法を遵守し社会規範を尊重する旨を示した「コンプライアンス宣言」を公開するとともに、「ヘルプライン規程」において行動規範に違反する行為を内部通報の対象に含めることを定め、その内容を役員および従業員等に告知しております。
- ・ 当社は、コンプライアンス、リスク管理、環境、安全保障貿易管理および品質保証体制等に係る常設委員会を設置し、複数の会議体を通じて損失の危険に関する事項を継続的に議論するとともに、リスクの定期的な見直しおよびその対応に努めております。このうち、コンプライアンス委員会では、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針について審議・立案・推進を行っております。当事業年度においては、感染症BCPの策定をグループ全体へ展開し、リスクの低減を図りました。

(2) 企業集団における内部統制体制

- ・ N A Sグループのすべての役員および従業員が遵守すべき事項として、「N A Sグループ行動指針・行動規範」を制定しております。また、同行動規範に違反する行為を内部通報の対象に含めることで、当該行為の未然防止に努めております。さらに、ヘルプライン規程において、当社を通報窓口として指定しております。
- ・ N A Sグループ各社においては、承認・決定を要する事項および権限の範囲を明確化するとともに、予算案や決算案をはじめとする経営上の重要事項について、当社の承認を得る体制としております。また、経営状況に加え、コンプライアンス、リスク管理、環境、安全保障貿易管理、品質保証等に関する各種基準の遵守状況について、定期的に確認を行っております。

- ・ 当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲には、N A Sグループ各社を含めております。監査結果を踏まえて対応策を立案・実施するとともに、N A Sグループ各社が出席する当社コンプライアンス委員会において、関連情報の共有を行っております。

(3) 取締役の職務執行

- ・ 当社は、「取締役会規程」に定められた決議事項および報告事項について、取締役会において審議および確認を行うとともに、全部門を網羅した「業務執行基準」により権限の委譲を明確化し、これを厳格に運用しております。また、取締役会において定期的に執行役員から報告を受け、業務の執行状況について確認しております。
- ・ 当社は、所有する情報および利用する情報システムの物理的、機能的な安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の適切な保護および管理を徹底することを目的として、情報セキュリティ関連諸規程を整備し、インサイダー取引防止を含め、その効果的な運用に努めております。
- ・ 取締役の職務執行等については、社外取締役を含む取締役会による監督および監査等委員会による監査を行っております。また、内部統制室は、全部署を対象とした業務監査の結果について、経営会議のほか、定期的な会合の場において取締役へ報告しております。

(4) 監査等委員の職務執行

- ・ 当社は、監査等委員会の業務を補助する使用人を配置し、当該使用人が監査等委員会の補助業務を優先して行う体制としております。当該使用人の人事および人事考課については、監査等委員会の意見を聴取のうえ実施しております。
- ・ 当社は、監査等委員会に報告すべき事項を定めるとともに、同委員会と当社内部統制室、ならびに同委員会と子会社の取締役および監査役等との間で、それぞれ定期的な会合の場を設け、監査等委員会への報告を行っております。監査等委員と会計監査人との間においては、監査の方法および監査結果に関する意見交換を実施しております。
- ・ 当社は、公益通報を行った者に対する不利益な取扱いを禁止した「N A Sグループヘルプライン規程」を定め、監査等委員を通報窓口の一つとしております。これにより、通報者が公益通報者として適切に扱われる仕組みを整備しております。
- ・ 当社は、監査等委員会が必要と認めて実施する業務監査に際して、当社の取締役および使用人がこれに協力することとしております。また、監査等委員の職務執行に伴い生じる費用については、その請求に応じ、遅滞なく処理しております。

(5) 財務報告における内部統制体制

- ・ 当社は、関係部署より選任した担当者と構成される内部統制評価チームを設置し、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価を円滑に推進する体制を構築しております。
- ・ 内部統制評価チームが開示すべき重要な不備を把握した場合には、代表取締役および監査等委員会へ報告することとしており、当該報告を受けた代表取締役が是正措置を講じるものと定めております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	99,249	流動負債	70,153
現金及び預金	11,275	支払手形及び買掛金	7,375
受取手形、売掛金及び契約資産	16,488	電子記録債務	4,428
電子記録債権	7,286	設備支払手形	1
商品及び製品	13,200	設備関係電子記録債務	2,071
仕掛品	31,336	短期借入金	37,723
原材料及び貯蔵品	17,587	1年内返済予定の長期借入金	9,823
その他	2,236	未払法人税等	575
貸倒引当金	△159	未払消費税等	1,212
		賞与引当金	1,700
		役員賞与引当金	165
		環境対策引当金	34
		その他	5,045
固定資産	120,142	固定負債	47,950
有形固定資産	108,670	社債	8,000
建物及び構築物	18,395	長期借入金	21,585
機械装置及び運搬具	47,817	リース債務	3,398
土地	36,472	繰延税金負債	3,643
リース資産	3,616	再評価に係る繰延税金負債	889
建設仮勘定	1,559	退職給付に係る負債	10,312
その他	811	環境対策引当金	84
		金属鉱業等鉱害防止引当金	6
		事業整理損失引当金	22
		その他	11
無形固定資産	2,799	負債合計	118,103
ソフトウェア	2,195	純資産の部	
その他	604	株主資本	94,334
		資本金	24,301
投資その他の資産	8,673	資本剰余金	9,552
投資有価証券	7,730	利益剰余金	66,437
繰延税金資産	162	自己株式	△5,956
その他	795	その他の包括利益累計額	6,774
貸倒引当金	△15	その他有価証券評価差額金	3,920
		繰延ヘッジ損益	10
繰延資産	19	土地再評価差額金	1,758
社債発行費	19	為替換算調整勘定	1,085
		非支配株主持分	200
資産合計	219,411	純資産合計	101,308
		負債・純資産合計	219,411

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		150,866
売上原価		125,507
売上総利益		25,359
販売費及び一般管理費		14,385
営業利益		10,973
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	188	
持分法による投資利益	1	
固定資産賃貸料	128	
為替差益	47	
保険差益	77	
その他	84	541
営業外費用		
支払利息	969	
手形売却損	32	
固定資産除却損	268	
固定資産撤去費	103	
売上割引	258	
環境対策費	55	
その他	171	1,857
経常利益		9,657
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	130	
関係会社清算益	15	
固定資産圧縮額戻入益	700	856
特別損失		
災害による損失	229	
補助金返還損	700	929
税金等調整前当期純利益		9,585
法人税、住民税及び事業税	2,411	
法人税等調整額	△45	2,365
当期純利益		7,219
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		7,215

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	62,436	△5,058	91,221
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△3,215	－	△3,215
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	7,215	－	7,215
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△953	△953
自 己 株 式 の 処 分	－	10	－	56	66
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	10	4,000	△898	3,113
当 期 末 残 高	24,301	9,552	66,437	△5,956	94,334

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,685	△1	1,812	696	5,192	192	96,606
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△3,215
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	7,215
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△953
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	66
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,235	11	△54	390	1,582	7	1,589
当 期 変 動 額 合 計	1,235	11	△54	390	1,582	7	4,702
当 期 末 残 高	3,920	10	1,758	1,085	6,774	200	101,308

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

ナストーア株式会社、ナス鋼帯株式会社、ナス物産株式会社、グリーンメタル株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、ナステック株式会社、宮津海陸運輸株式会社、NASTOA (THAILAND) CO.,LTD.、南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社9社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数

該当する非連結子会社はありません。

持分法適用関連会社の数 1社

持分法適用関連会社の名称 三豊金属株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社9社及び関連会社1社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲に含めておりません。

(3) 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用関連会社については、事業年度が連結会計年度と異なるため、連結計算書類の作成にあたっては2月末現在で仮決算を実施しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD. (2月末日)、南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司(12月末日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ④ 環境対策引当金
P C B（ポリ塩化ビフェニル）等廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。
- ⑤ 金属鉱業等鉱害防止引当金
金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。
- ⑥ 事業整理損失引当金
一部の連結子会社の事業整理に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にステンレス鋼板及びその加工品の製造・加工・販売を行っております。製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、輸出版売については、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却しております。

② ヘッジ会計の方法
(ヘッジ会計の方法)

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

(ヘッジ方針)

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

また連結子会社につきましても概ね当社と同様であります。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

④ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」(前連結会計年度7,094百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」(前連結会計年度5,223百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「設備支払手形」に含めていた「設備関係電子記録債務」(前連結会計年度699百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	162百万円
繰延税金負債	3,643百万円
再評価に係る繰延税金負債	889百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、将来の売上高や原料価格の市況推移等の仮定に基づき、事業計画として見込んだ経常利益金額を、過去の計画の達成状況と整合的に修正見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛品等 (注)	6,000百万円
建物及び構築物	12,660百万円
(うち財団抵当)	(12,205) 百万円
機械装置及び運搬具	40,531百万円
(うち財団抵当)	(40,531) 百万円
土地	32,322百万円
(うち財団抵当)	(30,297) 百万円
計	91,514百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	31,938百万円
1年内返済予定の長期借入金	6,965百万円
長期借入金	9,017百万円
割引手形	191百万円
計	48,111百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

178,801百万円

3. 受取手形割引高、裏書譲渡高、電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高	
受取手形割引高	50百万円
電子記録債権割引高	599百万円
電子記録債権譲渡高	0百万円

4. 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	193百万円
電子記録債権	7,286百万円
売掛金	16,218百万円
契約資産	76百万円

流動負債「その他」のうち、契約負債 773百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日	
当社	2001年3月31日
一部の国内子会社	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,037百万円

(連結損益計算書に関する注記)

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入額)が売上原価に含まれております。

△1,253百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,497,333株 (うち自己株式数 1,643,580株)

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,691	120.0	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	1,525	110.0	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,525百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 110円 |
| ③ 基準日 | 2026年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2026年6月26日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入及び社債によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門が中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後7年であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ② ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行されております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、設備支払手形、設備関係電子記録債務及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	6,649	6,649	－
その他有価証券	6,649	6,649	－
資産計	6,649	6,649	－
(1) 長期借入金	31,407	31,013	△395
(2) 社債	8,000	7,665	△335
負債計	39,407	38,677	△730
デリバティブ取引（*）	－	－	－

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注） 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,082

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価

レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,649	－	－	6,649
デリバティブ取引				
通貨関連	－	－	－	－
資産計	6,649	－	－	6,649
デリバティブ取引				
通貨関連	－	－	－	－
負債計	－	－	－	－

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	31,013	－	31,013
社債	－	7,665	－	7,665
負債計	－	38,677	－	38,677

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ステンレス鋼板及び その加工品事業	合計
日本	112,606	112,606
中国	13,396	13,396
その他	24,863	24,863
顧客との契約から生じる収益	150,866	150,866
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	150,866	150,866

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主として日本及び中国の顧客に対して、ステンレス鋼板及びその加工品の販売を行っております。ステンレス鋼板及びその加工品に関する取引の対価は、製品の引き渡し後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	1,277	193
電子記録債権	7,094	7,286
売掛金	18,074	16,218
計	26,445	23,698
契約資産	76	76
契約負債	361	773

契約資産は、主に顧客との工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未回収の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に当社グループの製品販売及び工事契約にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は、全て当連結会計年度に認識された収益の額に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、818百万円であります。当該履行義務は顧客との工事契約に関するものであり、期末日後概ね1年から2年の間で収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	7,298円24銭
1株当たり当期純利益	519円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	80,968	流動負債	62,101
現金及び預金	5,161	支払手形	4
電子記録債権	11,370	電子記録債務	3,461
売掛金	10,390	設備関係電子記録債務	2,256
商品及び製品	6,546	買掛金	6,186
仕掛品	30,203	短期借入金	32,347
原材料及び貯蔵品	16,140	1年内返済予定の長期借入金	9,557
短期貸付金	275	リース債務	650
その他	883	未払金	756
		未払費用	1,936
固定資産	114,228	未払法人税等	261
有形固定資産	98,230	未払消費税等	1,017
建物	14,720	預り金	2,409
構築物	2,985	賞与引当金	1,092
機械及び装置	43,744	役員賞与引当金	165
工具器具及び備品	390	その他	2
土地	31,992	固定負債	45,662
リース資産	2,968	社債	8,000
建設仮勘定	1,392	長期借入金	21,042
その他	40	リース債務	3,001
無形固定資産	2,179	繰延税金負債	5,351
ソフトウェア	1,581	再評価に係る繰延税金負債	406
その他	598	退職給付引当金	7,768
投資その他の資産	13,819	環境対策引当金	84
投資有価証券	6,272	金属鉱業等鉱害防止引当金	6
関係会社株式	6,792	資産除去債務	0
関係会社出資金	119	その他	4
その他	639	負債合計	107,763
貸倒引当金	△4	純資産の部	
繰延資産	19	株主資本	83,225
社債発行費	19	資本金	24,301
資産合計	195,215	資本剰余金	9,552
		資本準備金	9,542
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	55,315
		その他利益剰余金	55,315
		繰越利益剰余金	55,315
		自己株式	△5,943
		評価・換算差額等	4,227
		その他有価証券評価差額金	3,517
		土地再評価差額金	709
		純資産合計	87,452
		負債・純資産合計	195,215

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,165
売上原価		111,251
売上総利益		17,914
販売費及び一般管理費		9,120
営業利益		8,794
営業外収益		
受取利息及び配当金	629	
固定資産賃貸料	356	
為替差益	43	
その他	191	1,219
営業外費用		
支払利息	875	
売上割引	174	
手形売却損	21	
固定資産除却損	187	
環境対策費	19	
固定資産撤去費	82	
その他	151	1,511
経常利益		8,502
特別利益		
関係会社清算益	15	
固定資産圧縮額戻入益	700	715
特別損失		
災害による損失	229	
補助金返還損	700	929
税引前当期純利益		8,288
法人税、住民税及び事業税	1,735	
法人税等調整額	45	1,780
当期純利益		6,508

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	－	9,542	52,023	52,023	△5,047	80,819
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	－	－	－	－	△3,215	△3,215	－	△3,215
当期純利益	－	－	－	－	6,508	6,508	－	6,508
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△952	△952
自己株式の処分	－	－	10	10	－	－	56	66
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	10	10	3,293	3,293	△896	2,407
当 期 末 残 高	24,301	9,542	10	9,552	55,315	55,315	△5,943	83,225

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,351	－	763	3,114	83,933
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△3,215
当期純利益	－	－	－	－	6,508
自己株式の取得	－	－	－	－	△952
自己株式の処分	－	－	－	－	66
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,167	－	△54	1,113	1,113
当期変動額合計	1,167	－	△54	1,113	3,519
当 期 末 残 高	3,517	－	709	4,227	87,452

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生年度において一括償却しております。

(5) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）等廃棄物処理に関する支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

(6) 金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にステンレス鋼板及びその加工品の製造・加工・販売を行っております。製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	5,351百万円
再評価に係る繰延税金負債	406百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)・繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「流動負債」の「設備支払手形」に含めておりました「設備関係電子記録債務」(前事業年度1,170百万円)については、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

仕掛品等 (注)	6,000百万円
建物	10,985百万円
構築物	1,614百万円
機械及び装置	38,588百万円
土地	27,600百万円
計	84,787百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	29,447百万円
1年内返済予定の長期借入金	6,699百万円
長期借入金	8,474百万円
計	44,620百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 157,159百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	12,290百万円
短期金銭債務	4,509百万円

4. 電子記録債権割引高 1,600百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△318百万円

6. 圧縮記帳

国庫補助金受入により、建物28百万円、構築物9百万円、機械及び装置945百万円、工具器具及び備品0百万円の圧縮記帳を行っており、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、このうち当事業年度の圧縮記帳額は機械及び装置445百万円、構築物4百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | 営業取引による取引高 | |
| | 売上高 | 54,854百万円 |
| | 仕入高等 | 16,345百万円 |
| | 営業取引以外の取引による取引高 | 811百万円 |
| 2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。 | | △1,256百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,637,984株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金繰入額損金算入超過額	2,445百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	344百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	1百万円
投資有価証券評価損否認額	1,025百万円
減損損失	1,907百万円
土地再評価差損	108百万円
その他	483百万円
繰延税金資産小計	6,313百万円
評価性引当額	△2,844百万円
繰延税金資産合計	3,469百万円
繰延税金負債	
土地再評価差益	406百万円
合併による土地再評価差額金	347百万円
分社による土地再評価差額金	7,402百万円
その他	1,071百万円
繰延税金負債合計	9,226百万円
繰延税金負債の純額	5,757百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ナストーア 株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	2,320 百万円	売掛金 電子記録債権	393 百万円 493 百万円
			資金の援助	受取利息 (注2)	5 百万円	短期貸付金	275 百万円
			資金の活用	資金の預り(注3) 支払利息	— 0 百万円	預り金	24 百万円
子会社	ナス鋼帯 株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	6,217 百万円	売掛金 電子記録債権	387 百万円 1,618 百万円
			資金の活用	資金の預り (注3) 支払利息	— 1 百万円	預り金	505 百万円
子会社	ナス物産 株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	42,829 百万円	売掛金 電子記録債権	2,820 百万円 4,554 百万円
			当社製品の原料等購入	原料等の仕入(注4)	10,244 百万円	買掛金 電子記録債務	500 百万円 463 百万円
			資金の活用	資金の預り(注3) 支払利息	— 6 百万円	預り金	1,532 百万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、土地・建物等を担保として受け入れております。
- (注3) 資金の預りについては、当社がグループ会社に提供するキャッシュマネジメントシステムに係るものであります。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみを記載しております。
- (注4) 原料等の仕入れについては、ナス物産株式会社以外からも複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(収益認識に関する注記)

・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表「(収益認識に関する注記)
一であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

6,309円98銭

1株当たり当期純利益

468円70銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

2026年5月21日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 考志

業務執行社員 公認会計士 相 淳一

業務執行社員 公認会計士 加藤 誠一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

2026年5月21日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 相 淳一

業務執行社員 公認会計士 加藤 誠一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部統制室とも連携の上、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社からの事業の報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められず、その運用についても、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

日本冶金工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小野寺 俊博 ㊟

常勤監査等委員 岡田 啓芳 ㊟

監査等委員 星谷 哲男 ㊟

監査等委員 若松 壮一 ㊟

(注) 監査等委員 岡田 啓芳、星谷 哲男及び若松 壮一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

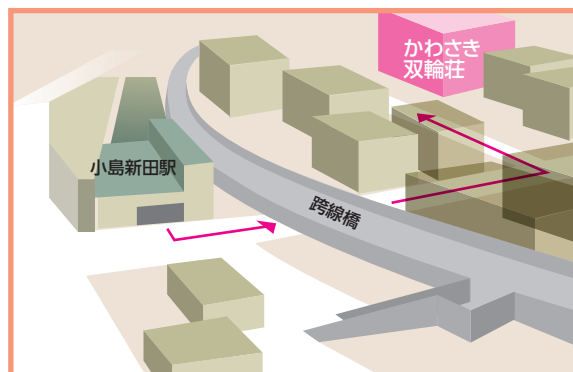
以 上

第144期 定時株主総会会場 ご案内略図



会場

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階



交通
のご案内

● 京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

※ 会場には駐車場のご用意はございませんので、ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。